

日櫻が近づく、脇に輪舞合ひある歓呼が情心を擡ぐる。

もとゆき、吾は二十年内醫人薦薦業六〇廿號六十五也  
ハセモの外、古來古の畢竟故本争六月二十六日武田少將の下  
一正六日也古ケ武力の力也此也内閣閣の風言軒轅故其聲也  
而翁關東近墨者也不善蘇交途立の半支筆也其聲也  
か汝同人か本争

詠二十二平十目

故林野局長官中尾勇外二名位階陞の件  
右謹んで狀可を仰び

昭和二十二年十月十八日

內閣總理大臣  
片山哲

六

3

農人	總人
農位	第 六 號
案	起
昭和二十一年十月十五日	開議昭和二十二年十月十八日
上奏昭和二十一年十月十八日	決定昭和二十二年十月十八日
昭和二十一年十月十八日	施行昭和二十二年十月十八日
公布昭和二十一年十月十八日	年月日
内閣總理大臣	内閣官房長官
内閣官房次長	内閣事務官
外務大臣	文部大臣
内務大臣	厚生大臣
大藏大臣	農林大臣
司法大臣	商工大臣
齊藤國務大臣	勞働大臣
儀森國務大臣	林國務大臣

内閣總理大臣 行山

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣事務官

故林野局長官正五位中尾勇外二名は功績顯著

な者であつたが今般死したので特旨を以て左のとおり位階追陞の件を上奏することに致したい

故林野局長官 正五位 中尾 勇

故判事 正四位 森田豊次郎

故判事 正五位 宮武能孝

特旨を以て位一級追陞せられる

正四位 森田豊次郎

従三位に敍する

昭和二十二年十月十日付

従四位に敍する

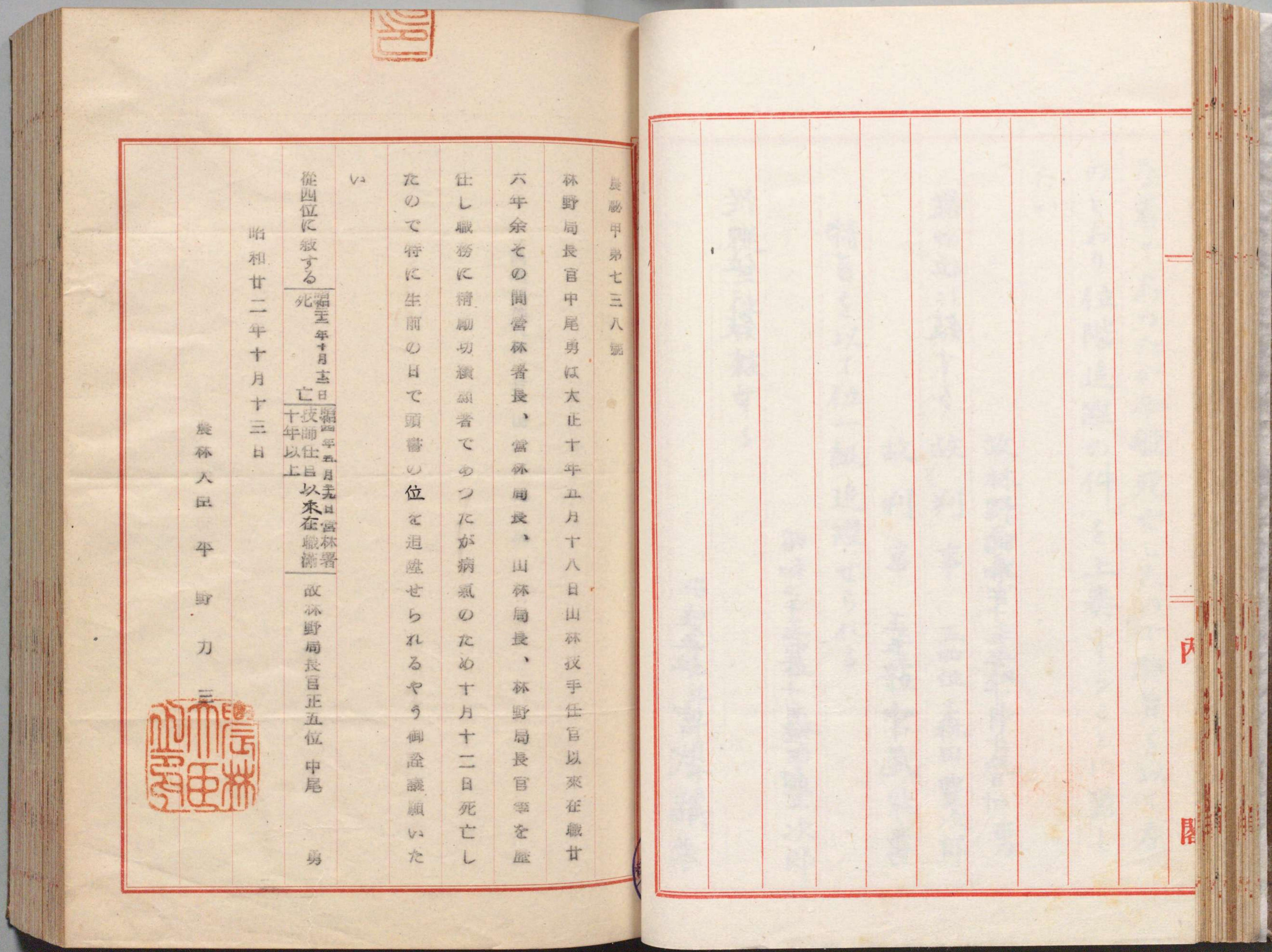
正五位 宮武能孝

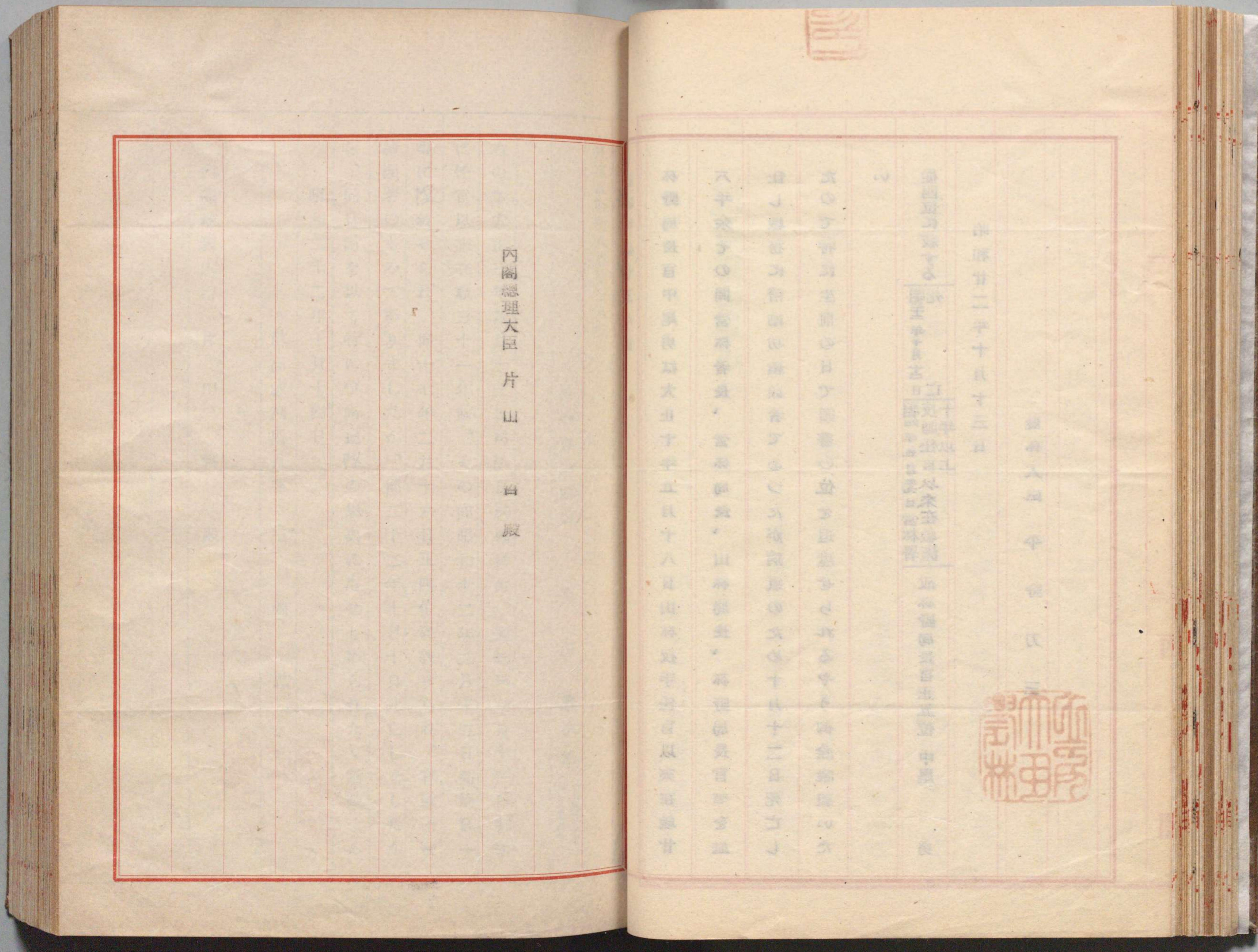
昭和二十二年十月三日付

正五位 中尾 勇

従四位に敍する

昭和二十二年十月十二日付





最高裁判所人恩第三八號

故判事正四位 森 田 豊次郎

元監修（二九）  
昭和十二年五月

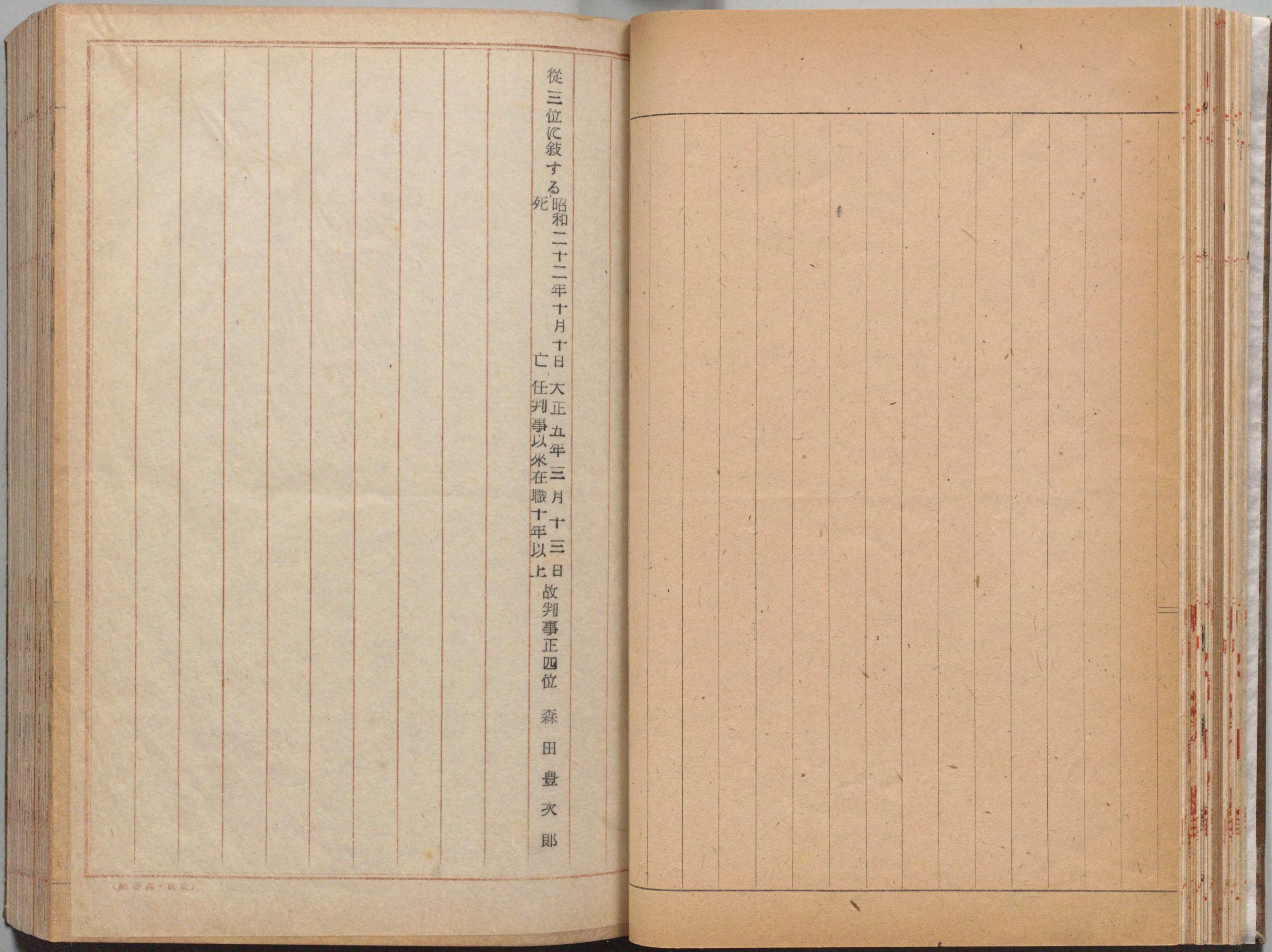
右の者大正三年八月十三日司法官試補拜命、同五年三月十三日判事に任官以來在職三十一年餘、その間昭和十二年二月十五日高等官一等に陞敍せられ、同十七年二月十六日正四位に敍せられ、在職中功績顯著のものでありましたが、同二十二年十月十日死亡しましたから、同日附を以て特に位階追陞の恩典に沿せしめられたく請議する

昭和二十二年十月十四日

最高裁判所長官 三、淵 忠



内閣総理大臣 片 山 哲 殿



第三章の途する昭和二十二年十月十日大正五年三月十三日始陞事五四立 森田豊太頃

最高裁判所人恩第三四號

故判事正五位 宮 武 能 孝

右の者遞信屬等を経て大正十一年十月十八日司法官試補拜命同十三年六月二十一日判事に任官以來在職二十三年餘その間昭和十三年三月一日高等官三等に陞敍せられ同十六年十二月一日正五位に敍せられ在職中功績顯著のものであります同二十二年十月二日死亡しましたから同日附を以て特に位階追陞の恩典に沿せしめられたく請議する

昭和二十二年十月十日

最高裁判所長官 三 淵 忠

内閣總理大臣 片 山 哲 殿

從四位上銕死  
昭和二十一年十月二日  
大正十三年六月二十日  
七任判事以來在職十五年坐  
故判事正五位 宮武能孝

## 履歴書

故 林野局長官正五位勳四等 中尾 勇

明治廿九年二月二日生

現住所

年號	月日	任免賞罰等	資格	在職年數
				通算
大正十年	五月大日	任山林技手	判任	
大正十一年	十月辛日	任營林局技手（勅令第三六六號）		
大正十二年	八月七日	任營林署技手		
大正十三年	五月壬日	任營林署技師		
大正十四年	六月辛日	敍高等官六等		
大正十五年	七月十日	陞敍高等官五等		
大正十六年	七月四日	任營林局技師（五等）		
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年				
大正七年				
大正六年				
大正五年				
大正四年				
大正三年				
大正二年				
大正一年				
大正零年				
大正一九年				
大正一八年				
大正一七年				
大正一六年				
大正一五年				
大正一四年				
大正一三年				
大正一二年				
大正一一年				
大正一〇年				
大正九年				
大正八年</td				

年号	月	日	事項	廳名
籍	出生地	現住所	旧氏名	年出生月日
大正二年	七月	十番地	東京都世田谷區池尻町二百三	ナカリフ 氏 モリ 田 豊次郎 トヨシロウ
一〇	同	同	東京都赤坂區青山南町六ノ一〇一	明治二十一年十二月十一日生
一一四	六	同	東京帝國大學法科大學法律科卒業（獨逸法兼修）	東京帝國大學
同	同	同	司法官試補ヲ命ス	司法省
同	同	同	大阪地方裁判所及同檢事局ニ於テ事務修習スヘシ 判所及同檢事局ニ於テ事務修習スヘシ	同
同	同	同	大阪區裁判所檢事代理ヲ命ス	同
同	同	同	大阪區裁判所檢事代理ヲ免ス	同

年號	月日	任免賞罰等	資格在職年數通算
大正十年	七月五日	陞敍高等官四等	
大正九年	七月五日	陞敍高等官三等	
大正八年	一月十日	任農林技師（三等）	
大正七年	六月一日	敍正五位	
大正六年	六月十日	任營林局技師（二等）	
大正五年	三月五日	八月美日 敍勳四等授瑞寶章	勅任
大正四年	四月一日	任農林技官（一級）	
大正三年	六月八日	補農林省山林局長	
大正二年	四月一日	任林野局長官	
大正一年	十月五日	死亡	

年号	月	日	事	項	廳	賞勳局	名
大正四	一一一〇		大禮記念章授與				
同五	一一二		任判事				
同六	一一三		敍高等官七等				
同七	一一四		豫備判事ヲ命ス				
一一一七	一二一〇		神戸地方裁判所兼神戸區裁判所勤務ヲ 命ス				
同	一二一		年俸六百圓下賜				
同	一二一七		神戸地方裁判所判事ノ代理ヲ命ス				
同	一二一八		敍從七位				
同	一二一九		補神戸地方裁判所判事				
同	一二一十		十級俸下賜				
同	一二一十一		補神戸區裁判所判事兼神戸地方裁判所				
同	一二一十二		司法省	司法省	内閣	勳局	名
同	一二一十三		宮内省	司法省	内閣	勳局	名

年号	月日	事項	廳名
大正九	一〇二〇	陞敍高等官五等	内閣
同	一一一〇	敍從六位	省
同	一一一八	補神戸地方裁判所部長	官内閣
同	一一一九	六級俸下賜	同
同	一一二七	五級俸下賜	同
同	一一二二	陞敍高等官四等	内閣
同	一一一二	任司法省參事官	同
同	一一一四	敍高等官四等	内閣
同	一一一五	民事訴訟法改正調査委員會幹事ヲ命司法省	官内閣
同	一一一九	民事局勤務ヲ命ス	同
同	一一二九	敍正六位	同
同	一一二一	家事審判所ニ属スル法律調査委員會	内閣
同	一一二〇	幹事ヲ命ス	同
同	一一二〇	勅令第三百十一号官制改正參事官職官	内閣
同	一一二〇	任司法書記官兼檢舉	同
同	一一二〇	敍高等官四等	内閣
同	一一二〇	五級俸下賜	同
同	一一二六	補東京地方裁判所檢事	同
同	一一二六	民事局勤務ヲ命ス	同
同	一一二六	簡易生命保險審查會委員被仰付	同
同	一一二九	司法省所管事務取扱委員被仰付	内閣
同	一一三一	司 法 省	同

## 履歴書用紙

最高裁判所

年号月日

事

項

廳

大正一九一二

司法官試補考試委員ヲ命ス

司法省

同一〇五

司法研究第一部第二回會同ニ付調査

司法省

昭和元二二七

三級俸下賜

同

同二一八

陞敍高等官三等

同

同二一五

敍從五位

同

同二二六

敍勳六等授瑞寶章

賞勳局

同四一六

民事訴訟法改正ニ関シ委員トシテ盡力尠カラス依テ銀杯壱組ヲ授ケ賜フ

同

同九二〇

司法官試補考試委員ヲ免ス

司法省

同一〇二一

蘭國海牙ニ於テ開催ノ國際私法上ノ事項ニ關スル萬國會議帝國委員顧問

司法省

同二四二三

西班牙國マドリットヘ出張ヲ命ス

司法省

同二五二五

二級俸下賜

同

同一〇二一

司法研究第一部第六回會同ニ付調査

同

同二二六

大禮記念章授與

同

同四一六

計理士試験常任委員會幹事ヲ命ス

同

同二二九

強制執行並競賣ニ關スル法律改正調

同

同七二一

商法改正調査委員會幹事ヲ命ス

同

同五二九

計理士懲戒豫備委員ヲ命ス

同

同四一九

查委員會幹事ヲ命ス

同



穀部書

東漢書

年号	月日	事	項	廳	名
官内省	賞勳局	司法省	同	昭和七一五	敍正五位
同	八一九	文官普通分限委員會委員ヲ命ス	愛知縣	同	同
同	二二六	二級俸下賜	同	同	同
同	三二六	補東京控訴院部長	司法省	同	同
同	四九	公證人懲戒委員ヲ命ス	同	同	同
同	九二	補大審院判事	同	同	同
同	同	二級俸下賜	同	同	同
同	一〇一七	高等試驗臨時委員被仰付	内閣	同	同
同	一一一	高等試驗臨時委員被免	同	同	同
同	二四	敍勳三等授瑞寶章	賞勳局	同	同
同	五二九	高等試驗臨時委員被仰付	内閣	同	同
同	一一一	高等試驗臨時委員被免	同	同	同
同	一二一	敍從四位	内閣	同	同
同	二一五	陞敍高等官一等	内閣	同	同
同	二一三	高等試驗臨時委員被仰付	内閣	同	同
同	二一九	高等試驗臨時委員被免	内閣	同	同
同	九一四	法制審議會幹事ノ職ヲ奉シ盡力尙力	内閣	同	同
同	一二六	一級俸下賜	内閣	同	同
同	一四五二〇	高等試驗臨時委員被仰付	内閣	同	同
同	一五六二六	高等試驗臨時委員被免	内閣	同	同
同	八六	滿洲國へ出張ヲ命ス	内閣	同	同

## 履歴書用紙

年号	月	日	事項	廳名
昭和二五	八	一五	昭和十五年勅令第四百八十八号ノ旨 ニ依リ紀元二千六百年祝典記念章ヲ	
昭和一六	二	一七	高等試験臨時委員被免	内閣
昭和一七	二	一六	敍正四位	内閣
昭和一八	二	一九	敍勳二等授瑞寶章	内閣
昭和一九	二	二二	高等試験臨時委員被仰付	内閣
昭和二〇	一〇	一四	民刑法典改正準備委員會委員ノ事務 ヲ嘱託ス	司法省
昭和二一	一一	一二	年俸四百五十圓加賜	内閣
昭和二二	一一	一二	高等試験臨時委員被免	内閣
昭和二三	一一	一三	司佐官試補及辯護士試補銓衡委員會 員會委員被免	内閣
昭和二四	一一	一四	依願司法官試補及辯護士試補銓衡委 員會委員被免	内閣
昭和二五	一一	一五	同上第一九〇号、同第一九二号ニ依リ勅任 二級俸下賜	内閣
昭和二六	一一	一六	同上第一九一号、司法省人補第「一七五号訓令 ニ依リ賜九号傳	司法省
昭和二七	一一	一七	補會計検査官懲戒裁判所裁判官 司法研修所參與ヲ嘱託ス	内閣
昭和二八	一一	一八	辯護士法改正準備委員會委員被免	内閣
昭和二九	一一	一九	す入	









年号	月日	事項	名
同	同	勅令第一九二號司法省人補第一二七號訓令ニ依り十三號俸下賜	奏任
同	六三〇	五號俸下賜	司 法 省
同	十二號俸下賜	勅令第四百參拾五號俸給令改正二十號俸(七月ヨリ適用)	
同	五三	昭和二十二年法律第六〇號六三號に依り判事徳島地方裁判所判事	
同	同	法律第六五號に依り報酬額現俸給の通り	
同	三二四	簡易裁判所組織準備委員會委員を委嘱す	
同	一〇二	二十七號俸を給する	最高裁判所
同	同	死 亡	

内閣書類

年号月日

事

項廳名



鉄道官中村英雄外三名叙位の件

右謹んで此裁可を仰ぐ

昭和二十二年十月十八日

内閣總理大臣 片山 哲



内閣

七